

平成25年4月に「簿記能力検定試験問題出題範囲」が改正されました。これにより「1級 会計」の出題範囲として新たに「**圧縮記帳**」が明記されました。本レジュメでは、試験対策上、重要と思われる内容をまとめてあります。「1級 会計」の学習をされている皆様にご活用いただければ幸いです。

1 圧縮記帳とは

圧縮記帳とは、一定の要件を満たした資産を取得した場合に、その資産の取得原価を減額(圧縮)するという会計処理です。

圧縮記帳を行うことができるのは、国庫補助金^(注1)、工事負担金^(注2)等を受入れて有形固定資産を取得した場合や、保険差益が計上された有形固定資産の代替資産を取得した場合などです。

これは、一時に課税されることが望ましくない一定の利益(収益)について、課税対象となる利益(収益)と同額の圧縮損(費用)を計上することにより、**課税の繰延べ**を行うことを目的としています。

(注1) 国または地方公共団体が企業に交付する補助金

(注2) 電力会社、電話会社等が設備取得のために利用者から受取る金銭等

2 会計処理等

(1) 圧縮記帳の会計処理

① 国庫補助金の受入時

[例1] 期首に国庫補助金¥90の交付を受け、当座預金に入金された。

(借) 当座預金	90	(貸) 国庫補助金受贈益*	90
		-特別利益-	

*「受入国庫補助金」や「国庫補助金収入」を用いる場合もあります。

② 有形固定資産(備品)の購入時

[例2] 期首に国庫補助金の対象となる備品¥300を現金で購入した。

(借) 備品	300	(貸) 現金	300
--------	-----	--------	-----

③ 決算時

(ア) 圧縮記帳

対象資産について圧縮損を計上し、取得原価を減額させます。

[例3] 備品につき国庫補助金相当額¥90の圧縮記帳を行った。

(借) 固定資産圧縮損*	90	(貸) 備品	90
-特別損失-			

*「備品圧縮損」というように資産の内容を示す場合もあります。

(イ) 減価償却

圧縮後の取得原価に基づいて減価償却を行います。

[例4] 備品の減価償却を、耐用年数は3年、残存価額は¥0として定額法(間接法)により行った。

(借) 減価償却費	70*	(貸) 備品減価償却累計額	70
-----------	-----	---------------	----

* $(¥300 - ¥90) \div 3年 = ¥70$

(注) 圧縮記帳の会計処理には「直接減額方式」と「積立金方式」がありますが、本レジュメでは学習上の重要性の観点から「直接減額方式」を扱っています。

(2) 財務諸表の表示

① 貸借対照表の表示

貸借対照表の表示には、直接控除方式と間接控除方式があります。直接控除方式の場合は圧縮額等の注記^(注)が必要になります。

(注) 注記については学習上の重要性が低いため参考程度でよいでしょう。

<直接控除方式>			
備品	210		
減価償却累計額	△70	140	
〔注記〕 備品から国庫補助金相当額90円が控除されている。			

<間接控除方式>			
備品	300		
固定資産圧縮額	△90		
減価償却累計額	△70	140	

② 損益計算書の表示

損益計算書の表示は次のとおりとなります。

表示科目	表示区分
国庫補助金受贈益	特別利益
固定資産圧縮損	特別損失

(3) 圧縮記帳の効果

上記のとおり、国庫補助金受贈益は特別利益として計上されますが、せっかく交付された補助金に対し、一時に税金(法人税等)が課されてしまつては、企業を助成するはずの効果が減殺されてしまいます。

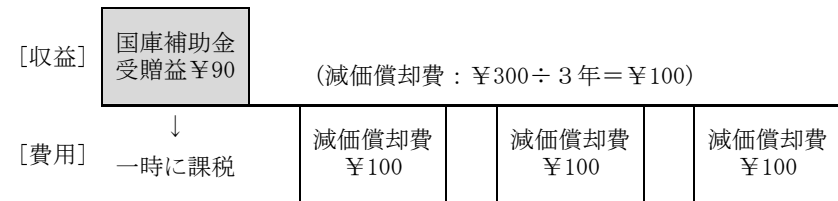
そこで、国庫補助金を利用して資産を取得した場合、その国庫補助金に相当する金額を**圧縮損(特別損失)**として計上することで、**国庫補助金受贈益(特別利益)**と**相殺**し、一時の課税を回避することが認められています。

また、圧縮記帳後は資産の**取得原価が減額**されますので、圧縮記帳しない場合と比べ減価償却費(費用)が減少し、その分だけ増加する利益に対して課税されます。よって、国庫補助金等に対する課税は事後的に行われることとなります^(注)。

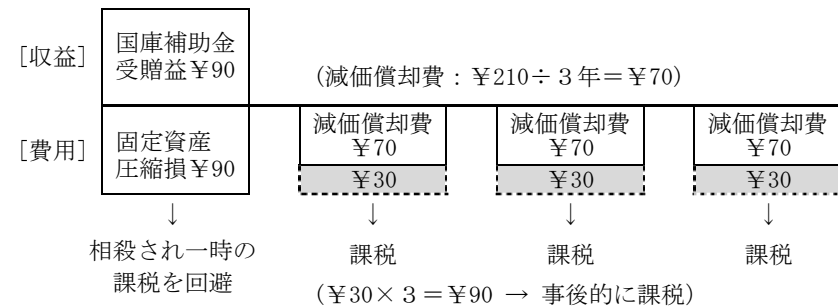
(注) 圧縮記帳は「課税を繰延べる方法」と言われます。

■ 圧縮記帳による課税の繰延べ効果

① 圧縮記帳をしない場合



② 圧縮記帳をする場合



【例題】圧縮記帳

次の一連の取引の仕訳を示しなさい。なお、会計期間は4月1日より始まる1年とする。

- ① ×2年4月1日に国庫補助金¥5,000の交付を受け当座預金に入金された。
- ② ×2年4月1日に国庫補助金¥5,000と自己資金¥15,000により機械装置を購入し、代金は小切手を振出して支払った。
- ③ ×3年3月31日、決算となり購入した機械装置について国庫補助金相当額の圧縮記帳を行った。機械装置の減価償却計算は、耐用年数を5年、残存価額を¥0として定額法(間接法)により行う。

[解答]

①	(借) 当座預金 5,000	(貸) 国庫補助金受贈益 5,000
②	(借) 機械装置 20,000	(貸) 当座預金 20,000
③	(借) 固定資産圧縮損 5,000	(貸) 機械装置 5,000
	(借) 減価償却費 3,000	(貸) 機械装置減価償却累計額 3,000

[解説]

- ② 機械装置の取得原価
¥5,000(国庫補助金) + ¥15,000(自己資金) = ¥20,000
- ③ 圧縮記帳後の減価償却計算
(¥20,000 - ¥5,000) ÷ 5年 = ¥3,000

■ 参考 ~ 積立金方式による圧縮記帳 ~

圧縮記帳を「積立金方式」により処理する場合は、対象資産の取得原価を減額せず、「圧縮積立金^(注)」を積立てることになります。したがって、この方法によって会計処理を行った場合は、圧縮損(費用)が計上されないこととなりますが、法人税等の計算上は、利益から圧縮相当額が減算されるという仕組みになっています。

(注) 圧縮積立金は、純資産の部の「その他利益剰余金」として表示されます。

圧縮積立金の積立時の仕訳は次のとおりです。

(借) 繰越利益剰余金	×××	(貸) 圧縮積立金	×××
-------------	-----	-----------	-----